

電力小売供給約款新旧対照表

条項	旧	新
<p>約款 14条 契約種別(4)  (新設)</p>		<p><u>従量電灯 B (スマート契約) プラン：当社独自のレート変動型プランです。基本料金は過去 1 年間の各月の最大需要電力のうち、最も大きい値をもとに決まります。月々適用されるレートは、請求書に記載のご使用期間中のレートに対応しています。</u></p>
<p>約款 38条 電力小売供給契約の終了による違約金  (追加)</p>	<p>お客さまが当社とのサービスを終了するにあたり、当社が違約金を課すことはありません。お客さまが期限前に終了したことによって、当社が一般送配電事業者からの料金を負担した場合には、お客さまは、その費用の支払に責任を負うものとします。</p>	<p>お客さまが当社とのサービスを終了するにあたり、当社が違約金を課すことはありません。お客さまが期限前に終了したことによって、当社が一般送配電事業者からの料金を負担した場合には、お客さまは、その費用の支払に責任を負うものとします。</p> <p><u>ただしフリーフライデープランをご利用の場合に限り、更新期間外のプラン変更もしくは解約（電力小売供給約款 40 条による場合を含む）の際は、当社サービス提供地域外への転居の場合を除き 5,500 円（税込）の中途解約手数料を申し受けず。解約から 10 営業日以内に契約を再開した場合はこの手数料を免除します。</u></p>
<p>約款 40条 当社による 解約(4)  (新設)</p>		<p><u>(viii) 死亡（認定死亡の場合を含む）し、もしくは失踪宣告を受けた場合</u> <u>(ix) 当社がお客さまの登録された連絡先に連絡を行ったにもかかわらず 15 日間以上にわたり連絡がとれなかった場合</u></p>